調査対象物質	地方	地点	調査地点	測定値	報告時
	公共団体	番号		検体1	検出下限値
[5] チオシアン酸及びその塩類 詳細環境調査・水質(単位:ng/L) 地点ベース検出頻度:24/24(欠測等:0) 検体ベース検出頻度:24/24(欠測等:0) 検出範囲:2.5~120	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋(石狩市)	96	1.1
		2	苫小牧港	7.4	1.1
	秋田県	3	秋田運河 (秋田市)	3.1	1.1
	千葉県	4	養老川浅井橋 (市原市)	4.8	1.1
		5	市原・姉崎海岸	31	1.1
検出下限値範囲:1.1	東京都	6	隅田川河口 (港区)	39	1.1
検出下限値:1.1	横浜市	7	横浜港	13	1.1
要求検出下限値:1.5	川崎市	8	川崎港京浜運河千鳥町地先	44	1.1
		9	川崎港京浜運河扇町地先 注	94	1.1
	愛知県	10	名古屋港潮見ふ頭西	7.2	1.1
	名古屋市	11	名古屋港潮見ふ頭南	46	1.1
	三重県	12	四日市港	24	1.1
		13	鳥羽港	2.5	1.1
	大阪市	14	大阪港	36	1.1
	兵庫県	15	姫路沖	22	1.1
		16	高砂西港港口先	5.4	1.1
	神戸市	17	神戸港中央	3.6	1.1
	和歌山県	18	和歌山海域紀の川沖	50	1.1
	岡山県	19	水島沖	84	1.1
	山口県	20	徳山湾	42	1.1
	香川県	21	高松港	4.4	1.1
	愛媛県	22	沢津漁港	15	1.1
	大分県	23	別府湾中央	120	1.1
		24	佐賀関港	46	1.1

<sup>(</sup>注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注3)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注5)※:参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」 以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)

<sup>(</sup>注4) nd:不検出